市民活動団体（任意団体）の会則について

任意団体の会則や規約は、特にこれ、という形式はありません。法人の場合は「定款」として法律上記載しなければならない内容が規定されていますが、任意団体の場合は、その団体の活動内容に合わせて自由につくればよいでしょう。形式的な団体の規則を定めるものとしてだけではなく、自分たちの団体の活動内容を明文化することによって、会員の団体に対する意識の共有化を図るなどの目的として考えれば、また違ったものに見えるのではないでしょうか。

○○○会　会則

（名称）**←必須事項！**

1. 本会は、○○○会と称する。

（事務所）**←必須事項！「会長宅とする」等でかまいません。**

1. 本会の事務所は、各務原市○○に置く。

（目的）**←必須事項！設立年月日も記載しておく。**

1. 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○するこ

とを目的とし、○年○月○日に設立する。

（活動・事業の種類）**←必須事項！**

1. 本会は、前条の目的を達成するために○○○活動を行い、次の事業を実

施する。

1. ○○○
2. ○○○
3. ・・・

（会員）**←必須事項**

1. 本会の会員は、次の○種類とする。
2. 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
3. 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。
4. ○○会員は、・・・

（入会）**←必須事項！**

1. 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、○○の

承認を得るものとする。

（会費）**←金額は「総会において別に定める」等の記載でもよい。**

1. 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
2. 正会員　○○○円
3. 賛助会員　○○○円

（活動費の支払い）**←活動費を経費とする場合、記載を根拠にします。**

1. 会員が〇〇〇活動の運営ボランティアに従事する際、活動費として１時

間当たり800円を支給する。

（交通費の支払い）**←交通費を経費とする場合、記載を根拠にします。**

1. 会員が〇〇〇活動に伴い事務所から目的地までの往復に伴う経費が必

要な場合は、以下に定める経費を支給する。

1. 公共交通機関を使用する場合、事務所から目的地までの実費を支給する。
2. 会員の自家用車を使用する場合、事務所から目的地までの燃料代を走行 １キロメートルにつき20円を支給する。高速道路、レンタカー等の使用については領収証により支給する

（退会）**←「任意」に退会できることが必要です。**

1. 会員は、退会届を○○に提出し、任意に退会することができる。

2　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡したとき
2. 会費を○年以上納入しないとき。

（役員）**←必須事項！役員名称はこの例に限りません。**

1. 本会に次の役員を置く。
2. 会長
3. 副会長
4. 監査役**←監査役は会員から選び、役員の兼任はできません。**

2　第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3　役員の任期は、○年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

1. 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3　監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

1. 役員が次の号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを

解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（総会）**←必須事項！総会で議決するべき規定も定めておくとよい。**

1. 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開始できるものとする。

2　総会は、以下の事項について議決する。

1. 会則の変更
2. 解散
3. 事業の変更
4. 事業報告及び収支決算
5. 役員の選任又は解任
6. その他会の運営に関する重要事項

3　総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

1. 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

1. 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

1. 会長は毎事業年度終了後○ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成

し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

1. 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）

1. この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

1. この会則は、総会において、出席者の○分の○以上の承認がなければ変

更できない。

附則

1　この会則は、○年○月○日から施行する。**←改定の場合、改定前も残す。**

附則（令和△年△月△日）

1　この会則は、△年△月〇日から施行する。